

経済産業省告示第三百八十九号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第二の四三の項の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める特別天然記念物及び天然記念物を次のように定め、平成十四年十二月九日から施行する。

平成十四年十一月二十四日

経済産業大臣 平沼 赳夫

輸出貿易管理令別表第二の四三の項の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める特別天然記念物及び天然記念物は、生きている動物以外のものとする。